

発熱した場合に問合せを受け付ける

受診・相談センターの電話番号が12月1日火から変わります

- **●発熱して心配な方は、まず、かかりつけ医 (※1) に電話で相談してください**
- ●相談する医療機関が分からない場合は、県ホームページで医療機関の連絡先や受け付け時間を確認していただくか、「埼玉県受診・ 相談センター」等の相談窓口に電話でご相談ください
- ・埼玉県受診・相談センター☎048-762-8026、☎048-816-5801(9:00~17:30、日曜日を除く)
- ・県民サポートセンター☎0570-783-770(24時間・無休)

発熱などの症状が出たら

電話で相談

かかりつけ医(※1)等の

身近な医療機関

相談した医療機関で

診療等可能であるか



相談する医療機関が分からない

「埼玉県指定 診療・ 検査医療機関」を確認

▶埼玉県ホームページで

「埼玉県指定診療・検査医療機関」 の確認はこちらから▶



●埼玉県受診・相談センター **☎**048-762-8026、**™**048-816-5801 (9:00~17:30、日曜日を除く)

●県民サポートセンター ☎0570-783-770 (24時間・無休)

はい

いいえ

相談先等の案内を受ける

必ず電話・予約してから受診

案内先の医療機関で診療・検査 (※2)

必ず予約してから受診

診療・検査 (※2)

- * (※1) …かかりつけ医とは、ふだんの患者さんの様子を分かっていて、気軽に健康相談や病気の相談にのってくれるお医者さんのこと
- *(※2)…医師の判断で、必要に応じて新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査などを行います。インフルエンザが強く疑われる場合は、検査を行わず に抗インフルエンザ薬を処方される場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の検査については、別の医療機関(越谷市地域外来・検査センターなど)で 受診・検体採取となる場合があります
- *ほかの症状の患者さんとの接触を避けるため、医療機関では受け付け時間を分けるなどの対応をしています。必ず事前に連絡をしたうえで、受診してください

新型コロナウイルスに関する 個人および事業者向け支援

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯で、下記に該当する

場合は、申請により保険税(保険料)が減免 されます。詳しくは右記の二次元コードから 市ホームページをご覧ください。





■対象:次の①または②に該当する世帯

①主たる生計維持者が死亡または重とくな傷病を負った

- ②事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収 入等」という)の減少が見込まれ、次のア〜ウのすべてに該当する
 - ア. 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが、前年に比べて 10分の3以上減少する見込み
 - イ. 前年の所得の合計額が1,000万円以下
 - ウ. 減少が見込まれる事業収入等以外の前年の所得の合計額が 400万円以下

間国民健康保険課(第二庁舎1階)国民健康保険税の減免について…保 険担当☎963-9146、後期高齢者医療保険料の減免について…後期高 齢者医療担当☎963-9170

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世 帯へ臨時特別給付金を支給します。詳しくは右記の二次 元コードから市ホームページをご覧ください。



- ■対象:次の①~③のいずれかに該当する方
- ①令和2年(2020年)6月分の児童扶養手当を受給している
- ②公的年金等を受給していることにより児童扶養手当を受給してい
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した
- 問子育て支援課(第二庁舎2階)☎963-9166

個人

介護・障がい者 (障がい児) の施設で働く皆さんへ

越谷市新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の 申請期間を延長しました。詳しくは右記の二次元コード から市ホームページをご覧ください。



申請期間 > 12月28日(月)まで

間介護…介護保険課☎963-9305、障がい者…障害福祉課☎963-9164、障がい児…子育て支援課☎963-9165

令和3年度 (2021年度) 分の事業用資産にかかる 固定資産税・都市計画税の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況が悪化し、事業 収入が昨年と比較して一定以上減少している中小事業者等に対して、

令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋 に係る固定資産税および都市計画税を軽減します。土地 や個人の住居用家屋は対象外です。詳しくは右記の二次 元コードから市ホームページをご覧ください。



申告期限 〉 令和3年(2021年)2月1日/月まで(消印有効)

■対象者:次の①~③のいずれかに該当する中小事業者(法人・個

①資本金または出資金の額が1億円以下の法人

②資本または出資を有しない従業員数が1,000人以下の法人

- ③従業員数が1,000人以下の個人
- *性風俗関連特殊営業を営む者を除きます
- *大企業の子会社等は対象となりません
- 間資産税課(第三庁舎3階)償却資産の軽減について…償却資産担当☎ 963-9147、事業用家屋の軽減について…家屋担当☎963-9149